

三橋議員の文書質問に係る質問回答一覧

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>市政運営について</p> <p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>1、同報系防災行政無線の整備について</p> <p>市民等への防災上の情報伝達手段の一つである防災行政無線については、費用対効果の観点から、都市部では同報系が有効であり、過疎地域では移動系が有効に機能するということは、奈良市の防災担当部局においても理解されているものと認識している。</p> <p>同報系防災行政無線は、災害情報や避難情報等のほか、全国瞬時警報システム（J-アラート）情報の伝達などの役割を担い、市民や市内滞在者等の生命及び身体保護に資する重要な設備である。言うまでもなく、それは無計画に設置していくものではなく、既存公共施設等の位置によらず、防災上の観点から特に必要な地域に優先的に設置していくことが基本であり、例えば、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害対策に係る諸法令により危険性が存するとされている区域（以下「危険区域」という。）付近に優先的に設置していくべきであると考えている。</p> <p>しかし、奈良市の防災担当部局は、既に現状において、エリアメールや緊急速報メールによる文字伝達と相互に補完し合うことで強力な情報伝達体制を構築することができているとしているが、奈良市の都市部における同報系防災行政無線の整備状況については、その可聴範囲が極めて限定的であり、有効に機能していない実態にある。また、今後の整備についても、特に方針や計画が示されていない。</p> <p>これらを踏まえ、同報系防災行政無線に関して、次の点について質問する。なお、必要に応じて、図面等を付して回答されたい。</p> <p>[問1] 可聴範囲のカバー率等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部面積に占める可聴面積の割合 ・都市部世帯数に占める可聴世帯数の割合 ・全ての危険区域の箇所数に占める可聴範囲に含まれる危険区域の割合 など <p>[答1] 同報系防災行政無線放送の可聴範囲のカバー率につきましては、国道369号線と県道188号線（高畑山線）より西側の市街地について、面積ベースで算定しますと約33パーセントです。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>統合 GIS により、測定しますと</p> <p>同報系防災行政無線の可聴面積 25.81 km²</p> <p>県道188号線西側の市街地 77.81 km²</p> <p>市街地のカバー面積率 約33%</p> </div> <p>[問2] 現在までに整備した箇所の選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域との位置関係の考慮の有無 ・民有地や民間施設等への設置の検討の有無など 	<p>市長</p>

質問の具体的内容及び回答	回答者
<p>[答 2] 整備にあたっては、システムの実現性や短期間のシステム設置、人口密集地での可聴範囲の効率的な配置を優先してスピーカーを設置しており、土砂災害警戒区域の一部や能登川、佐保川と地蔵院川沿川の浸水想定区域の一部の地域が可聴地域となっております。</p> <p>民有地や民間施設等への設置の検討につきましては、人口密集地である大和西大寺駅周辺や学園前駅周辺には、公共施設がないために民有地に設置しており、また、電波伝搬の関係から、中継局を水間町にある JA テクノグリーン等計 5 か所に再送信子局を設置しております。</p>	市長
<p>[問 3] 今後の整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可聴範囲の拡大に関する具体的数値目標 ・目標達成の期限 ・目標達成のために要する費用の見積り額 など 	
<p>[答 3] 現在同報系防災行政無線の増設・拡張や配置の変更に関する追加の整備計画はございません。市といたしましては、本システムを有力な情報伝達手段として位置付けてはおりますが、市域全体を本システムでカバーするためには莫大な費用と時間を要することから、このシステムでカバーできない地域に対する情報伝達については、他の手段、具体的にはコミュニティ FM 放送及びこれと連携した緊急告知ラジオやエリアメール、防災情報メール、Lアラート及び同報 FAX による情報伝達を考えており、現在もそれらによる情報伝達の有効性について検証を行っているところです。</p>	市長
<p>[問 4] 試験放送等の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験放送の頻度及びその理由 ・機器の操作技能を習得している職員の数、その所属部署名及び役職名 など 	
<p>[答 4] 試験放送につきましては、機器の作動確認と市民への啓発を目的とし、基本的に毎月第 1 月曜日の 17 時に実施しております。加えて災害への備えに関する意識の高揚を図るため、毎年 1 月 17 日防災とボランティアの日、3 月 11 日東日本大震災の日、9 月 1 日地震防災の日に合わせて試験放送を実施しております。なお、スピーカーからの放送音が歪んで聞き取りにくいなどの通報等がありました場合は、該当する箇所に職員を派遣し、モニタリングを実施し対応しています。</p> <p>また機器の操作技能を習得している職員は現在、危機管理課職員のうち課長以下 8 名です。</p>	市長

(担当部局：総合政策部危機管理課)